

四日市市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月6日

四日市市長 森智広

四日市市条例第34号

四日市市水道事業給水条例の一部を改正する条例

四日市市水道事業給水条例（昭和35年四日市市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(工事の施行) 第11条 工事は、管理者又は管理者が法 第16条の2第1項の規定により指定を した者（以下「指定給水装置工事事業 者」という。）が施行する。 <u>ただし、災</u> <u>害その他非常の場合において、管理者が</u> <u>他の水道事業者（法第3条第5項に規定</u> <u>する水道事業者をいう。以下同じ。）又</u> <u>は他の水道事業者が法第16条の2第1</u> <u>項の指定をした者が工事を施行する必要</u> <u>があると認めたときは、この限りでな</u> <u>い。</u>	(工事の施行) 第11条 工事は、管理者又は管理者が法 第16条の2第1項の規定により指定を した者（以下「指定給水装置工事事業 者」という。）が施行する。
2及び3 (略)	2及び3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(上下水道局管理部お客様センター)